

地域主権戦略会議提出資料

「出先機関改革の再検討結果について」……………P1

「出先機関改革の方向性について」……………P2

「ひも付き補助金の一括交付金化の制度設計について」…P3

別冊「ハローワークは地方移管でこう変わる(全国知事会)」

平成22年11月29日

地域主権戦略会議 議員
埼玉県知事 上田清司

出先機関改革の再検討結果について

- 自己仕分け再検討の結果、地方移管に上積みされたのは、条件付きも含めて20事務程度。
→ 当初の仕分けと合わせても、移管事務は全体の2割にも到達しない。
- 地方移管に上積みされた事務も、地域主権に資するものは見当たらない。
→ 農地転用など二重行政解消等の観点から地方が移管を求めている事務は依然として国に残したまま。試験事務など知事会が「廃止・民営化」に仕分けた事務が地方移管として上積みされるなど地方意見は反映されていない。
- 厚生労働省からは「特区方式による国と自治体一体運営方式のハローワークの創設」が再検討結果として提案された。しかし、「国の出先機関を廃止し、地方にできることは地方に任せる」とした政権公約に沿った提案にはなっていない。

厚生労働省提案(特区方式による国と自治体一体運営方式のハローワーク創設)の主な問題点

1. 権限を国に残したままでは事務の非効率性は改善できない

- ・ この提案では知事にハローワークの人事・組織権限がなく、事務の繁閑に応じた弾力的な人員配置などの対応ができない。
- ・ 国と地方の相談窓口を単に寄せ集めただけでは、求職者が真に必要とする一体的支援や政策連携はできない。(機関の垣根を取り払えば、職業紹介とキャリアカウンセリング、職業訓練相談、住宅相談など本当の意味のワンストップ化ができる。)

2. 地方への指示権付与は国と地方の役割分担をあいまいにし、二重行政を助長する

- ・ 責任の所在を明確にするためにも、指揮命令系統は本来一元化すべき。
- ・ 「指示権」の具体的内容は明らかでないが、報道された「例示」(県が誘致した企業と求職者のマッチングなど)は現在でも個別の連携により既に対応できており、実質的な意味が見当たらない。

出先機関改革の方向性について

アクション・プランの策定に向けて

- 年末に策定するアクション・プランには、個々の出先機関の事務・権限の地方移管等の取扱方針、その実現に向けた工程・スケジュール、組織の在り方について明記する。
- アクション・プランの策定に当たっては、政権公約を政治主導で実現するため、地域主権戦略会議が主体となって決定する。

今後の出先機関改革の方向性について

1. 都道府県単位で実施できる事務は速やかに移管する

- 国の出先機関の事務の中には、一の都道府県で完結する事務や都道府県間の連携で実施できる事務が多い。(職業紹介や農地転用、ベンチャー支援など)
- また、広域的な事務であっても都道府県間の連携によって対応することが十分可能な事務も多い。(複数都道府県で事業展開している事業者の許認可など)
- まずはこれらの事務について、広域実施体制の整備を待つことなく速やかに現行の都道府県に移管すべき。

2. 広域事務の受け皿づくりの検討を進める

- 出先機関の事務については、その広域的な受け皿を作る動きが地方において加速している。
 - ・ 九州広域行政機構、関西広域連合
 - ・ 広域連携体制を目指す検討が関東知事会及び北海道・東北知事会でスタート
- 国としてもブロック単位の事務の受け皿となる新たな仕組みの構築について、地方の意見を聞きながら検討を進めるべき。その際、九州広域行政機構の提案を参考に、「簡素で機動性のある受け皿」とすることが重要。

ひも付き補助金の一括交付金化の制度設計について

一括交付金化の前提

- 一括交付金化の目的は「地方の自由度向上」。(国の財源捻出のための手段とはしない。)
- 将来的には地方への税財源の移譲を目指す。

地域自主戦略交付金（仮称）案について

- 制度設計案は、①「府省の枠を超えて」大きいブロックに括る、②「国の事前関与を徹底的に排除」、③「客観的指標による透明な配分」の原則が明記されており、「地域主権戦略大綱」に沿ったものとして評価。
- 規模についても、各府省からの回答が28億円であったものが、「1兆円強(初年度はその半分程度)」とされていることは政治的な強いリーダーシップの表れ。
- 真に地方の自由度を高めるためには、今後、上記の原則を踏まえた細部の制度設計が重要である。その際、次の点に留意すべき。

- ・ 対象となる補助金について
各府省から持ち寄る補助メニューを広くとり、事業選択の自由度を高めること。
- ・ 事前・事後のチェックについて
国による事前のチェックを排除すること。(国に提出する事業計画の内容や取扱い等)
事後のチェックにおいては地方の自由度が制約されることのないようにすること。
- ・ 事業規模の要件等について
事業規模の要件設定や法令による用途の規制は地方の自由裁量拡大の観点から、極力撤廃または緩和すること。